

---

# 水際対策強化に係る新たな措置(27)に関する 情報まとめ《速報版》

---

2022年2月24日21時更新

株式会社ワールドディング

※本資料は作成日時時点の行政公開情報を元に作成しております。  
※速報版のため、内容が更新されている可能性にはご注意ください。

*worlding!*

# コロナ禍における外国人の入国制限の推移（2022年2月24日現在）

段階	日付	詳細
1. コロナ拡大による入国制限の拡大	2020年 1月31日	WHOの緊急事態宣言。入国制限開始（入国申請時から14日以内に中国武漢市を含む湖北省に滞在歴のある外国人を「当分の間、入国を拒否する」）
	3月6日	<a href="#">外務省「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の抜本的強化：査証の制限等について（追加情報等）」</a> 中韓からの入国制限措置・査証効力停止（3月9日～）
	3月28日	<a href="#">外務省「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化：査証の制限等について」</a> 東南アジア7か国（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア）からの入国制限開始
	4月1日	<a href="#">外務省「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化：査証の制限等について」</a> 入国制限対象国の大幅拡大（4月3日～）
2. 入国制限の解除	6月18日	<a href="#">首相官邸「レジデンストラック・ビジネストラック設置の決定」</a> ※一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組み
	7月29日	レジデンストラック：タイ・ベトナム適用
	9月8日	レジデンストラック：マレーシア・カンボジア・ラオス・ミャンマー・台湾
	10月1日	レジデンストラック：原則として、全世界からの適用
3. 海外・国内感染者数拡大により新規入国の再度の制限	2020年 12月26日	<a href="#">水際対策強化に係る新たな措置（4）</a> 全ての国・地域からの新規入国の一時停止（12月28日～） ※発給済査証所持者は原則入国可
	2021年 1月13日	<a href="#">水際対策強化に係る新たな措置（8）</a> ビジネストラック及びレジデンストラックの停止（1月14日～） ※発給済査証所持者も1月21日で入国制限
4. 国内感染者数減少により入国制限の緩和	11月5日	<a href="#">水際措置対策強化に係る新たな措置（19）</a> 外国人の新規入国制限の緩和措置による事前審査の受付開始。（11月8日～） ※所管業種の業所管省庁から事前審査を受けた企業に限り入国制限緩和
5. オミクロン株流行による再度の入国制限	11月30日	<a href="#">水際措置対策強化に係る新たな措置（20）</a> 同措置（19）外国人の新規入国に係る事前審査受付・審査済証発行の停止、外国人の新規入国の停止
	12月28日	<a href="#">水際措置対策強化に係る新たな措置（23）</a> 同措置（20）を当面の間継続と発表。
	2022年 1月11日	<a href="#">水際措置対策強化に係る新たな措置（24）</a> 同措置（20）を、同年2月末まで継続と発表
6. 入国制限の再度の緩和	2月24日	<a href="#">水際措置対策強化に係る新たな措置（27）</a> 3月1日より商用・就労等目的の短期間滞在の新規入国もしくは長期間の滞在の新規入国に該当する外国人の新規入国の再開 ※2月25日10時より事前オンライン申請開始

※外務省・首相官邸・厚生労働省等発表資料をもとに当社にて作成

# 水際対策強化に係る新たな措置（27）の外国人新規入国について

## 対象

### 観光目的以外の技能実習生や留学生等の外国人

- ✓ 商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国
- ✓ 長期間の滞在の新規入国

## 条件

### 事前にオンライン申請が必要（前回より申請が簡素化）

- ✓ 入国者健康確認システム（ERFS）へ入力・申請すると即座に受付済証を取得可
- ✓ 在外公館での査証申請時に、上記受付済証を提出する必要あり
- ✓ 新たな措置(19)で取得した審査済証は使用不可。ERFS IDは使用可。

## 待機期間

### 原則7日間だが以下条件で待機期間短縮／無し・自宅待機等に緩和

- ✓ 入国日前14日以内に「3日待機指定国」に滞在歴があるか否か
- ✓ 条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否か

## 開始

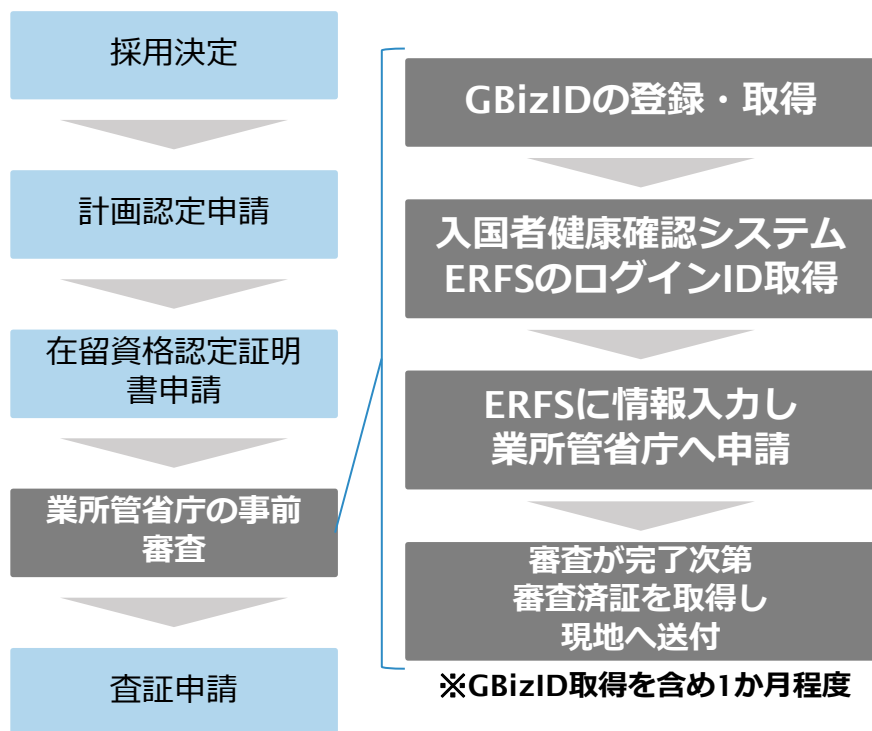
### 入国は3月1日0時から、事前申請は2月25日10時から

- ✓ [ERFSのウェブサイト](#)の情報公開は2月25日0時から

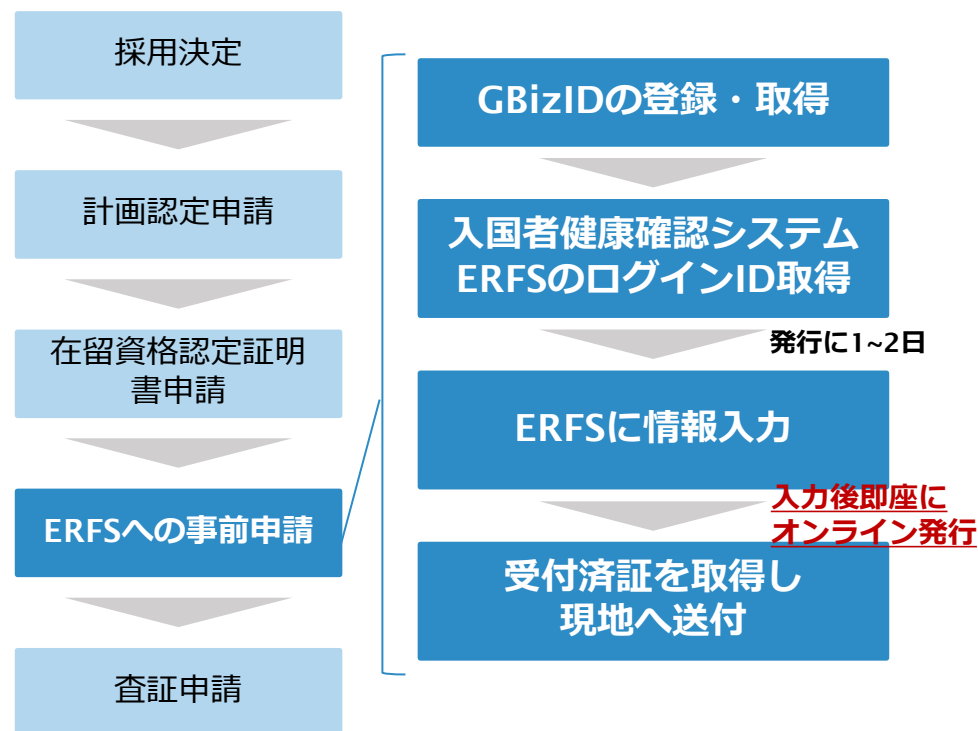
## 水際対策強化に係る新たな措置（19）と（27）のフローの違い

- ✓ 新たな措置（27）では、前回の入国制限緩和で新たな措置（19）で必要だった業所管省庁の審査が省略され、事前手続きが簡素化。
- ✓ 一方で、各国日本大使館の査証申請業務が過多になり、ボトルネックになる可能性あり

### ■新たな措置（19）



### ■新たな措置（27）



## ※参考：新たな措置（19）の際に設定されていた 技能実習における事前審査が可能な企業・対象者の条件

- ✓ 技能実習については、入国人数が多いことから、段階的入国のために条件を満たす必要があった。
- ✓ 受入責任者・監理団体に対する条件指定、在留資格認定証明書の交付時期による優先順位が定められていた。

### 受入責任者 (受入企業)

- ✓ 技能実習法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する  
**一般監理事業の許可**を得た監理団体の実習監理を受けていること
- ✓ 過去3年間において、**技能実習法に基づく行政処分を受けていないこと**

### 監理団体

- ✓ 過去3年間において、**技能実習法に基づく行政処分を受けていないこと**
- ✓ **一般監理団体**であること

### 在留資格 認定証明書

- ✓ 入国者に交付された当証明書作成日が以下に定める期間であること  
令和3年11月の利用対象者→2020年1月1日から2020年6月30日まで  
令和3年12月の利用対象者→2020年1月1日から2020年12月31日まで  
令和4年1月の利用対象者→2020年1月1日から2021年3月31日まで
- ✓ 令和4年2月以降の利用対象者は実施状況次第で決定
- ✓ 再申請で当初交付されたものと現在所持しているものの日付が違う場合  
当初交付の日付を適用

新たな措置（27）では2022年2月24日20時時点では発表されていないので不明。

※ 企業要件については2月25日0時にERFSで発表予定

# 本資料作成企業概要

会社名	株式会社ワールドディング (worlding Inc.)
本社所在地	〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目3-1-3 第1富澤ビル6F Tel 03-5361-6455 / Fax 03-5361-6456 Web : <a href="http://www.worlding.asia/">http://www.worlding.asia/</a>
国内研修センター	<b>アジア人財キャリアデザインセンター</b> 〒157-0064 東京都世田谷区給田4-11-3 ・外国人技能実習生の入国後講習 ・外国人就労人材の入国後一時研修
日本国内拠	大阪市淀川区、名古屋市中区
ASEAN拠	<b>worlding Viet Nam Co Ltd.</b> 5F M5 bld., 91 Nguyen Chi Thanh, Lang Ha Ward, Dong Da Dist., Hanoi, Viet Nam
設立	2013年3月25日
資本金	2,000万円
代表者	代表取締役 谷口 正俊
社員数	162名 2021年10月1日現在
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外人材採用・育成コンサルティング事業</li> <li>・監理団体・業界団体(試験実施団体)への外国人技能実習制度運用コンサルティング事業</li> <li>・月刊冊子「KIZUNA便(絆通信、健康通信)」発行</li> <li>・人材紹介事業、人材派遣事業、旅行業</li> </ul>

## worlding!

[ 世界化しよう! ]

海を越えて挑戦する企業。  
祖国を超えて挑戦する海外人財。  
世界と社会を変えるこうした挑戦を、私たちは応援します。

